

第3回消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年3月13日（木）18:31～19:36

2. 場 所：総理大臣官邸小ホール

3. 出席者：

○ 委員（50音順）

阪田委員、佐々木委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、10名）

○ 政府

福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）、中川内閣府副大臣、西村内閣府政務官、二橋内閣官房副長官（事務）、坂内閣官房副長官補、松山消費者行政一元化準備室長、内田内閣府事務次官、西内閣府国民生活局長

4. 議事次第

（1） 国と地方の役割について

5. 議事の経過

（1）国と地方の役割について、佐野委員、中山委員からそれぞれ報告（報告者の報告内容については資料1-1および1-2参照）の後、自由討議が行われた。主な意見は以下のとおり。

○ 原委員より、「地方消費者行政の再構築」について意見が述べられた。（意見の内容については委員提出資料参照）

○ 消費者問題において、安全分野は、生命や身体に被害が及ぶ上に、消費者が自己防衛しにくい領域でもある。誰かが消費者を守らなければならない。

今回の冷凍食品による中毒事件において、消費生活センターや保健所や病院等のネットワークが全国に張り巡らされているにも関わらず、なぜそれが機能しなかったのかを考えると、いわば錆びたアンテナからは新鮮な情報は得られないということではないか。その背景としては、マインドの問題が大きいのではないか。

例えば、

- ・ 「食品保健総合情報処理システム」という、厚生労働省と感染症研究所、保健所等を繋ぐ情報ネットワークシステムがあるが、今回の事案においては、ネットワークの範囲内であるはずの他の自治体との情報が共有されていなかった。
- ・ 農林水産省においても、平成17年4月に食品安全緊急時対応実施指針を改訂し、食品への有害物質の混入や海外における事件の発生等に対応すべき事件・事故として追加しており、当時としては先進的な指針を定めている。
- ・ これらのように立派な仕組みを作ったにもかかわらず機能しなかったのは、厚生労働省や農林水産省のような産業育成省庁の意識やシステムでは、いくら仕組みを作っても対応できないということなのではないか。消費者の目線に立った担当者が消費者行政を動かすことが、消費者の安全を守る大前提である。

- 石油ストーブやガス湯沸かし器等の事故においては、経済産業省や総務省、自治体等の懸命なサポートをいただき、幸いにして解決に向かっている。

また、改正消費生活用製品安全法においては、透明度の高い仕組みが設けられ、再発防止という点で非常に役立っていると実感している。国と自治体、事業者が一体となって、安全や安心の確保のための施策を進展させる必要性を感じている。

消費生活センターの充実、機能強化が必要。窓口の強化は消費者に安全・安心を訴える手段である。消費生活センターの予算が激減し、消費生活相談員にしわ寄せが行っている。これでは、消費者と行政の距離が遠くなってしまわないか。

消費者と行政の距離をより縮めるため、消費生活センターの相談電話をフリーダイヤルとしてはどうか。

- 島田委員より、「新組織に不可欠な「2つの機能」」について意見が述べられた。
(意見の内容については委員提出資料を参照)
- 松本委員より、「消費者の視点に立った行政施策が不況を招くか？」について意見が述べられた。(意見の内容については委員提出資料を参照)

(2) 締め括りに当たり、岸田消費者行政推進担当大臣、福田内閣総理大臣、町村官房長官より、それぞれ挨拶があった。

(3) 座長より、次回の会議においては、①国民生活審議会における「行政のあり方の総点検」に関する報告を行う、②ワーキンググループにおけるヒアリング結果

の報告を行う、③今後の議論を円滑に進めるための論点整理を座長の責任において作成・提示し議題とする旨の説明があった。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]